会議名	令和3年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	令和3年3月25日(木)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室
出席委員	農業委員         会長:8番 磯川 浩         委員:1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝         4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子隆夫         農地利用最適化推進委員         北部地区 大久保泰明 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥合計10名
欠席委員	7番 相田孝
農業委員 会事務局	事務局長:勝又あおい 副主幹:渡辺和宏 主査:広田智之 主事:吉岡聡巳
傍聴人	無
議事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について 日程 第8 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並び に令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
会議の概要	会長:ただ今から、令和3年第3回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、1番と2番を指名します。 会長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1非農地証明願について、議案番号5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局:(議案番号5号を朗読) (説明)当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地3筆です。申請地は昭和62年頃から農地法を理解しないまま住宅及び選花、荷造りのための農業用作業場として利用しておりましたが、違反であることを確知したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、住宅地や事業、公共施設又は公益的施設の土地によって囲まれている農地で、当該一団の農地の面積が下限面積であるの、3ha未満でありますので第3種農地となります。30年以上前から利用していたので農地への復元が不可能であり、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。会長:続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号5号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案 第6号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号6号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、地区担当農業委員の4番と事務局で6筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

会 長:続いて、地区担当農業委員の4番から現地調査の結果並びに補足説明をお 願いします。

4 番: 先日事務局と申請者と現地を確認してきました。当該地及び茅ヶ崎市で農業を営んでいる方で、市街化区域の畑1筆と市街化調整区域の畑5筆でした。農地の相続人は一人で、きれいに農地として管理していました。

会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員举手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり、相続税の納税猶予 に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号9号の1件、日程第4、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、報告番号10号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号11号から12号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号13号から18号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局: 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件。農地法第3条第1項第13号の規定による届出については、議案書のとおり1件。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、 書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に ついては了承されたことといたします。

続いて日程第7農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、

議案番号第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いしま す。

事務局:(議案番号7号を説明)

会 長:事務局より説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの 説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番:遊休農地の地域ごとに見ると満遍なくあるということでしょうか。

事務局:地域のデータについては、本日ご用意しておりませんが、後日集計して資料としてお出ししたいと思います。

3 番:昨年夏に利用状況調査をしたところですが、その数値と連携していますか。

事務局:連携しています。本年数値の3.3 h a というのは昨年秋に調査していただいた数値を集計したものです。

5 番:解釈の仕方なんですけど、認定農業者が一つずつ増えていくということは、 基本構想水準到達者が一つずつ減るという理解でよろしいでしょうか。

事務局:そのとおりです。

会 長:今まで事務局より説明がありましたが、何か他にご意見はございますか。

4 番: 新規参入の促進についてですが、2市1町で連携しながら基準があると思いますが、寒川町独自で新規参入に向けて動いているのか、2市1町の基準で新規参入を動いているのか、どちらでしょうか。

事務局: 平成26年に2市1町で協定を結んでおりまして、新規参入に向けて湘南地域で農業を始めるのであれば、農業アカデミーを卒業してるか、認定農業者の元で1年間150日以上研修を受けなければいけないというような、しっかり農業の知識を持っている人に参入してもらいたいという趣旨で取り決めをしております。また、他市で新規就農の相談があった場合は情報を共有をして迅速に対応できるようにしております。参入された方については、毎年新規就農者の集いという勉強会もして、定住促進につなげております。スケールメリットもありますので、今後も2市1町で連携していきます。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号7号は原案のとおり、決定いたします。 続いて日程第8令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につい て、議案番号第8号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いし ます。

事務局:(議案番号8号を説明)

会 長:事務局より説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの 説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番:計画の数字ではないのですが、農林業センサスの数字で令和3年3月31 日現在の農家総数の数字と令和3年4月1日の数字が違っていて、大きく 減少していますが。

事務局: 今年は5年毎に実施している農林業センサスの切り替えの時期のため数字が相違しております。総農家数については21戸減少している状況です。

3 番:販売農家数もだいぶ減少していますね。

会 長:他にご意見ございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

		(全員挙手) 事務局長:総員挙手 会 長:では総員挙手ですので、議案番号8号は原案のとおり、決定いたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長:では、以上をもって、令和3年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会い たします。
資	料	1. 令和3年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人市川 幹雄議事録署名人三留 清一本議事録は、令和3年4月26日、承認・署名を得て確定しました。